

三重県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

平成19年 2月 1日条例第25号
改正 平成29年 2月17日条例第 1号
改正 令和 2年 2月14日条例第 2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定による職員の給与については、三重県の職員の例による。ただし、法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月14日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。